

# A-Point サービス会員約款

A-Point サービス会員約款（以下「当約款」といいます。）を以下のとおり定めます。

## 第1条（目的）

当約款は、アスノシステム株式会社（以下、「当社」という）が運営するコワーキングスペース「A-Point」（以下、「当施設」という）の会員（A-Point サービス会員。以下、単に「会員」という）ための規約を定めることを目的とします。

## 第2条（利用規約）

1. 当社は、当約款に加え、当施設の運営上・利用上の注意等（当社 Web サイトに掲載されたものを含みます。）、利用者が守らなければならないルールを A-Point サービス利用規約（以下「利用規約」といいます。）として制定します。会員および当施設利用者は、当約款および利用規約を遵守しなければなりません。
2. 当社は当約款および利用規約を随時更新、改定し、当社 Web サイトで公開しますので、会員および当施設利用者は更新、改定された約款、利用規約に従わなければなりません。

## 第3条（サービス内容）

1. 当社は当施設の運営（以下、「基本サービス」という）、利用者の利便性向上などのための別途有料の施設、サービス（以下、併せて「オプションサービス」という）を提供します。
2. 当約款は、当社が当施設において提供する以下のサービス（以下、併せて「当サービス」という）に関して共通して適用します。
  - ① 基本サービス
  - ② オプションサービス
  - ③ その他、当施設の利用者の利便性を向上させるための付属機能の提供サービス
3. 会員および当サービス利用者は、当施設を利用するのみであり、当施設を賃借するものではありません。また、会員および当サービス利用者に当施設の占有権や賃借権が発生するものではありません。
4. 当約款に定めのない事項については利用規約に従うものとします。なお、当約款に定める内容と利用規約に定める内容が異なる場合は、利用規約の内容が優先されます。
5. 当社は、当サービスの全部もしくは一部を第三者へ委託することができます。

## 第4条（会員）

1. 会員とは、当約款および利用規約に同意して入会の申し込みを行い、当社の承認を受け、入会金の支払いが完了している個人、または法人、その他団体をいいます。なお、個人の会員を個人会員、法人、その他団体の会員を法人会員と呼びます。
2. 個人会員および法人会員の役員、社員、その他の法人会員の関係者（以下、「法人会員利用者」という）は当サービスを利用することができます。

3. 個人会員および法人会員利用者は、当約款、利用規約の内容を事前に確認し、その内容をすべて承諾していることが必要です。
4. 会員および法人会員利用者は、当施設のご利用者様がお互いに秩序ある快適な利用ができるよう努めなければなりません。
5. 当サービスは、当社が承認し所定の利用料を支払う、会員および法人会員利用者ではない個人（以下、「一般利用者」という）も利用することができます。
6. 下記の場合は、会員になることはできません。
  - ① 反社会的勢力およびその関係者であると当社が認める場合
  - ② 当社が会員としてふさわしくないと認める場合

## 第5条（入会手続等）

1. ご入会手続は以下の通りとします。
  - (1) 個人会員の場合
    - ① 入会希望者は、入会申込書（個人会員用）にて入会の申込を行っていただきます。
    - ② 書類確認後、面談を行います。
    - ③ 面談時には、運転免許証、住民票、健康保険証、マイナンバーカード、学生の場合は学生証、もしくはパスポートのいずれかを当社に提示していただきます。
  - (2) 法人会員の場合
    - ① 入会希望者は、申込アカウント数を選択の上、入会申込書（法人会員用）にて入会の申込を行っていただきます。
    - ② 書類確認後、申込ご担当者の方と面談を行います。
    - ③ 面談時には、当該法人の商業登記簿謄本、印鑑登録証明書を当社に提示していただきます。
2. 当社は、入会申込書の記載内容および面談結果等に基づき、入会の可否の判断をします。なお、当該判断は当社の裁量で行うものとし、希望者は当該判断に対して一切の異議を申し立てることはできません。また、入会をお断りする場合でもその理由をお伝えすることはありません。
3. 施設の利用状況等により、ご希望される申込アカウント数の変更をお願いする場合があります。
4. 法人会員が、本条第1項の申込手続時に当社に対して申し出た事業と異なる事業を行おうとする場合には、事前に当社にご連絡いただくことが必要です。
5. 入会時に、当社 Web サイトに掲載する当社所定の入会金が必要です。
6. 当施設の運営終了または会員が退会した場合を含め、入会金は一切返金いたしません。
7. 当社が入会を承諾した場合は、面談の場で当約款および利用規約の説明を受けていただき、その後会員となり、所定の入会金および会費の支払後、当サービスをご利用いただくことができます。

## 第6条（加入期間）

1. 個人会員は最低加入期間としてご入会后3ヶ月間、法人会員は、最低加入期間としてご入会后6ヶ月間、退会することはできません。
2. 最低加入期間中に退会を希望し、ご利用されなくなった場合でも、入会金、会費はお返しいたしません。

3. 加入期間は、当社が当施設の運営を終了するか、会員が退会するまで継続します。

### 第7条（会員証）

1. 当社は、個人会員に対して本契約締結後速やかに、会員証を貸与することがあります。
2. 会員は、以下の場合に会員証を返還しなければなりません。
  - ① 退会するとき
  - ② 当サービスが終了されたとき
  - ③ その他当社が会員証の返却を求めたとき
3. 会員は、会員証を譲渡、売却、貸与、担保の用に供することはできません。
4. 個人会員の場合、会員証の貸与は一身専属的なものであり、相続の対象にはなりません。
5. 会員証を紛失もしくは盗難された場合、直ちに当社に届け出て、再発行の手続きを取っていただきます。なお、当該再発行には、当社所定の手数料が必要です。

### 第8条（会費）

1. 会員は、当社規定の会費が必要です。
2. 法人会員の場合、会費は申込アカウント数によって異なります。
3. 会費については、当社 Web サイトに掲載します。
4. 会員が、月の途中で契約が解約、解除、終了等となった場合においても、会費の日割り精算による返却は行いません。
5. 会員が利用規約に違反し、利用を差し止めされた場合でも、会員は会費の支払い義務を免れるものではありません。
6. 当社は、サービス内容の変更、社会情勢の変動などにより、会費を改定することができます。

### 第9条（会費の支払方法）

1. 会員は、会費を、当社の指定する方法（口座振替またはクレジットカード決済、コンビニ決済）により、当社が定めた支払期日までに消費税を別途加算して支払っていただきます。
2. 支払方法が口座振替による場合は、当月分の会費を、前月の26日（26日が金融機関休業日の場合は前営業日とします。）に会員指定の口座から引き落とします。（口座振替の手数料は当社負担とします。）
3. 支払方法がクレジットカード決済の場合は、当月分の会費を翌月26日に決済します。（引き落とし日は、会員の契約するクレジットカード会社によって異なります。）。本契約の初月に日割計算が生じる場合は、初回のクレジットカード決済金額に合算します。
4. 当社指定の支払期日までにお支払いいただけなかった場合は、早急にお支払いを完了させてください。なお、その場合の費用は、会員の負担となります。
5. 会員は、会費、利用料その他、本契約に基づく金銭の支払を遅延した場合、支払期日の翌日より実際の支払日までの日数に応じ、当該未払いの金銭に対し、年利14.6%で算出した金額を、遅延損害金として当社に支払っていただきます。また、当該未払いの金銭の回収に要した費用（合理的な弁護士費用も含む）については、会員が負担していただきます。

### **第10条（セキュリティカメラの設置）**

1. 会員は、当社が当施設内にセキュリティカメラを設置することを事前に承諾していただきます。
2. セキュリティカメラで撮影した映像は端末に保存され、一定期間経過後、古い映像から順番に削除されます。

### **第11条（施設の利用）**

1. 会員および法人会員利用者は、申込アカウント数に基づき、当施設を利用することができます。
2. 利用者は、本施設を、当約款、利用規約に基づき、他の利用者の利用を妨げることなく、善良なる管理者の注意を以て利用しなければなりません。

### **第12条（利用料）**

1. 当施設を利用される場合は、当社規定の利用料が必要です。
2. 会員は、会費を支払っていることを前提として基本サービスの利用料は不要ですが、オプションサービスを利用される場合は、別途、オプションサービスの利用料が必要です。
3. 会員が、会費の支払いが遅延している場合は、所定の利用料をお支払いいただくことで当施設をご利用頂けます。ただし、施設の利用状況その他の理由により、会費の支払いが確認できている場合でも当施設の利用をお断りする場合があります。
4. 利用料については、当社 Web サイトに掲載します。
5. 当社は、サービス内容の変更、社会情勢の変動などにより、利用料を改定することができます。

### **第13条（ゲストの利用）**

1. 個人会員は、当施設利用申し込み時に事前申請していただくことで、1日に2時間まで、1名のゲストを同伴することができます。
2. ゲストの基本サービス利用料は、2時間まで無料とさせていただきますが、ゲストのご利用が2時間を超える場合は、所定の利用料が必要です。
3. 個人会員は、ゲストに対し、当約款および利用規約を遵守させる義務があります。万一、当社あるいは他の利用者がゲストの言動により損害を被った場合は、会員はその損害を賠償しなければなりません。
4. 事前の申請なしでゲストを同伴された場合は、当社所定の違約金を申し受けます。

### **第14条（本施設でのイベント等の開催）**

1. 当社は、当施設において当社の承諾を得た会員がイベント、セミナー等（以下「イベント等」といいます。）を実施する場合、イベント等の準備または実施のため、他の会員の本施設の利用を一時的に制限させていただくことがあります。
2. 当社は、イベント等の開催スケジュールをあらかじめ専用サイトに掲載する等の方法により他の契約者および会員に周知します。
3. 会員は、自らイベント等の実施を希望する場合、当該イベント等の内容を当社と事前に協議し、当社

が承諾した場合に限り、当該イベント等を実施していただくことができます。この場合、当該会員は、運営管理者に対し別途イベント実施料を支払っていただきます。

### **第15条（アカウントの変更）**

法人会員が申込アカウント数の変更を希望する場合は、変更する月の前々月の25日までに書面にて当社に申し出るものとし、当社が新しい会費の支払いを確認した翌月からアカウント数を変更します。

### **第16条（通知義務）**

1. 会員は、以下の場合は、遅滞なく当社に対し当社所定の書面で連絡していただきます。
  - ① 住所、氏名、本店所在地、商号、代表者、電話番号またはメールアドレスに変更があったとき
  - ② その他会員が当社に届け出た事項について変更が生じたとき
2. 会員が前項の連絡を怠ったことにより何らかの不利益が発生しても、当社は一切の責任を負いません。
3. 会員が本条第1項の連絡を怠ったため、当社からなされた本契約に関する通知が延着または到着しなかった場合は、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとします。
4. 個人会員の不在等の理由により、当社からなされた本契約に関する通知が保管期間満了により返送された場合は、当該通知は当該保管期間満了時に月額会員に到達したものとします。

### **第17条（個人情報）**

会員は、会員が本契約に基づき提供した個人情報（個人情報の保護に関する法律に定めるものをいう）を当社が当施設の運用、会員の管理、会員の利便性向上のための新しいサービスの案内を目的として利用し、相当期間保有することに同意していただくことが必要です。

### **第18条（本サービスの提供の休止）**

1. 当社は、下記の事項に該当する場合には、ご利用者様に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を休止することができます。
  - ① 設備の不具合により、十分なサービスを提供することができないと当社が判断した場合
  - ② 当施設および当施設が存する建物の定期点検等が行われる場合
  - ③ 緊急の点検、設備の保守上あるいは工事上やむを得ない場合
  - ④ 火災、停電、天変地異、法令およびこれに準ずる規則の改廃・制定、公権力による処分・命令、その他当社の合理的支配が及ばない事由等不可抗力を原因として、本サービスの提供ができなくなった場合
  - ⑤ 通信事業者が電気通信サービスを中断あるいは中止し、電気通信サービスの提供ができなくなった場合
  - ⑥ その他、当社が運営上休止する必要があると認めた場合
2. 当社が前項の規定に従い本サービスの提供を休止する場合、ご利用者様は、本サービス提供の継続および本サービスの停止に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求をすることはできません。

### **第19条（本サービスの提供の終了）**

1. 当社は、ご利用者様に対し、当社 Web サイトで事前に通知することによって、本サービスの全部または一部の提供を終了することができます。
2. ご利用者様は、当社が前項の規定に従い本サービスの提供を終了する場合、本サービス提供の継続および本サービスの停止に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求をすることはできません。
3. 当社が本条第 1 項の規定に従い本サービスの提供を終了する場合、同条同項で定める通知がなされた日が属する月の翌月末日をもって、本サービスの提供は終了いたします。

## 第 20 条（利用停止）

1. 会員が以下のいずれかに該当する場合は、何らの通告、または催告することなく、当施設の利用を停止し、あるいは当施設からの退去を命ずることがあります。
  - ① 会員が会費、利用料の支払を 1 日でも遅延した場合。
  - ② 会員またはその関係者が利用規約に違反し、運営者より是正要求を受けている場合。
  - ③ 会員またはその関係者が当施設を当社に申告した利用目的以外で利用した場合。
  - ④ 会員が、当社に許可なく当施設で商業登記、または営業上の住所としていた場合。
2. 当施設の利用により会員に損害が生じた場合でも当社は何ら責任を負いません。
3. 当施設の利用停止に関わらず、入会期間中は会費の支払いが必要です。
4. 当社が当施設の運営を終了する場合は、当然に、会員は当サービスを利用できなくなります。なお、サービス終了月の会費は返却いたしません。

## 第 21 条（退会）

1. 会員が退会を希望する場合には、退会を希望する月の前々月の 25 日までに当社に対し書面で解約の意思を通知するものとし、当社が通知の書面を受領した翌月末にて、退会となります。
2. 当社が当施設の運営を終了する場合は、自動的に運営を終了する月で退会となります。

## 第 22 条（表明保証）

会員は、本約款に基づく入会申込前、入会時から退会までのすべての時点において、次の各号に定める事項を表明し保証します。

- ① 会員、法人利用者のみならず、法人会員の役員従業員」その他の関係者までもが暴力団、暴力団関係者、暴力団関係団体、いわゆる総会屋、社会運動標榜団体、政治活動標榜団体その他の反社会的勢力またはその構成員（以下総称して「暴力団等」といいます。）ではなく、かつ暴力団等に該当するおそれはないこと。
- ② 法人会員の役員またはこれと実質的に同等の支配力を有すると認められる者（社員、債権者、株主、出資者等を含む。）は暴力団等ではなく、かつ暴力団等に該当するおそれはないこと。

## 第 23 条（強制退会）

当社は、会員が以下のいずれかに該当したときは、催告および自己の債務の履行の提供をしないで直ちに強制的に退会させることができます。なお、この場合でも会員は当社が負った損害を賠償するこ

とが必要です。

- ① 会員が、当約款、諸規定の1つにでも違反したとき
- ② 会員が、当社に提出した情報、届出内容に虚偽があることが判明したとき
- ③ 会員が、本契約に基づき発生する当社に対する債務の全部または一部の支払いを怠り、その支払期限を1ヶ月以上経過しても遅滞額の全部を支払わないとき
- ④ 会員が、当施設または建物内の設備、備品を汚損、破損、滅失させたとき
- ⑤ 会員が、当社、当施設の信用を著しく失墜させたと当社が判断したとき
- ⑥ 会員が、連絡なく転居あるいは移転、もしくは電話番号、メールアドレスを変更し、当社からの連絡が届かなくなったとき
- ⑦ 会員が、監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
- ⑧ 会員が、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき
- ⑨ 会員が、破産、民事再生、会社更生または特別清算の手続開始等の申立てがなされたとき
- ⑩ 会員が、自ら振り出し、または引き受けた手形もしくは小切手が1回でも不渡りとなったとき、または支払停止状態に至ったとき
- ⑪ 法人会員が、合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更または解散決議を行ったとき
- ⑫ 会員の信用が著しく失墜したと当社が判断したとき
- ⑬ 個人会員が、成年被後見人、被保佐人の認定を受けたとき
- ⑭ 個人会員が、禁固刑以上の刑事罰を受けたとき
- ⑮ その他、支払能力の不安または背信的行為の存在等、本契約を継続させることが著しく困難な事情が生じたと当社が認めたとき

#### **第24条（退会に際しての措置）**

1. 退会が完了するまで、会費は必要となります。
2. 当社は、退会時に会員から受領した会費等について一切返金いたしません。
3. 会員は、当社に対して、立退料その他名目を問わず、明け渡しに関する金銭上の要求をすることは一切できません。
4. 万一、退会時に当施設内に所有物を残置されていた場合は、会員が破棄されたものとみなし、当社が処分します。なお、その際に発生した処分に必要な費用は、会員の負担とします。

#### **第25条（損害賠償）**

会員は、本契約に違反して当社に損害を与えたときは、その損害を賠償することが必要です。

#### **第26条（権利義務譲渡の禁止）**

会員は、当社の事前の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡または貸与、引き受けさせもしくは担保に供してはなりません。

## **第27条（特約事項）**

当社は、会員との間で、当約款に記載された内容と異なる事項について、別途特約事項に関する覚書を締結することがあります。

## **第28条（準拠法等）**

1. 当約款は、日本国法に準拠します。
2. 本契約に関する一切の訴訟は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上